

令和2年度答申第20号  
令和2年7月9日

諮問番号 令和2年度諮問第15号、第16号（令和2年6月19日諮問）  
審査庁 厚生労働大臣  
事件名 未払賃金の立替払事業に係る事業主についての不認定処分に関する件  
2件

## 答 申 書

審査請求人X<sub>1</sub>及び審査請求人X<sub>2</sub>からの各審査請求に関する上記審査庁の各諮問に対し、次のとおり答申する。

## 結 論

- 1 審査請求人X<sub>1</sub>からの審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断の結論は、妥当である。
- 2 審査請求人X<sub>2</sub>からの審査請求につき、不服申立て資格の有無についての検討を欠いたまま審査請求は棄却すべきである旨の結論に至っている審査庁の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

## 理 由

### 第1 事案の概要

#### 1 本件各審査請求の骨子

本件は、審査請求人X<sub>1</sub>が立替払事業に係る賃金の支払の確保等に関する法律（昭和51年法律第34号。以下「賃確法」という。）7条及び賃金の支払の確保等に関する法律施行令（昭和51年政令第169号。以下「賃確令」という。）2条1項4号に基づく認定申請（以下「本件認定申請」という。）をしたのに対し、A労働基準監督署長（以下「処分庁」という。）が不認定の処分（以下「本件不認定処分」という。）をしたところ、審査請求人X<sub>1</sub>がこれを不服として審査請求をするとともに、審査請求人X<sub>2</sub>が「審査請求人に対する不認定処分」を審査請求に係る処分と記載した審査請求書により審査請

求をした事案である。

## 2 関係する法令の定め

- (1) 賃確法7条は、労働者災害補償保険の適用事業に該当する事業の事業主（厚生労働省令で定める期間以上の期間にわたって当該事業を行っていたものに限る。）が破産手続開始の決定を受け、その他政令で定める事由に該当することとなった場合において、当該事業に従事する労働者で所定の期間内に当該事業を退職したものに係る未払賃金（支払期日の経過後まだ支払われていない賃金）があるときは、当該労働者の請求に基づき、当該未払賃金に係る債務のうち所定の範囲内のものを当該事業主に代わって政府が弁済するものとする旨規定している。
- (2) 賃確法7条における上記「その他政令で定める事由」について、賃確令2条1項4号は、事業主（賃確法7条の事業主をいう。ただし、賃確令2条2項の中小企業事業主であるものに限る。）が事業活動に著しい支障を生じたことにより労働者に賃金を支払うことができない状態として厚生労働省令で定める状態になったことについて、厚生労働省令で定めるところにより、当該事業主に係る事業を退職した者の申請に基づき、労働基準監督署長の認定があったこととする旨規定しており、この「厚生労働省令で定める状態」について、賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和51年労働省令第26号）8条は、事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないこととする旨規定している。

## 3 事案の経緯

各項末尾掲記の資料によれば、本件の経緯は以下のとおりである。

- (1) 審査請求人X<sub>1</sub>は、平成31年4月3日、P社（以下「本件会社」という。）の事業活動が停止し、再開する見込みがなく、かつ、賃金支払能力がないことについて認定を求める認定申請書を処分庁に提出して、本件認定申請をした。

（認定申請書）

- (2) 処分庁は、令和元年7月22日、本件認定申請につき、審査請求人X<sub>1</sub>が本件会社に使用されていた労働者とは認められない、また、本件会社において事業活動が停止したとは認められないとの理由により、本件不認定処分をした。

（不認定通知書）

- (3) 審査請求人X<sub>1</sub>は、令和元年9月12日、本件不認定処分を不服として、

審査請求をした。

(審査請求書(審査請求人X<sub>1</sub>に係るもの))

(4) 審査請求人X<sub>2</sub>は、令和元年9月17日、「審査請求人に対する不認定処分」を審査請求に係る処分と記載した審査請求書により審査請求をした。

(審査請求書(審査請求人X<sub>2</sub>に係るもの))

(5) 審査庁は、令和2年6月19日、当審査会に対し、本件各審査請求を棄却すべきであるとして、各諮問をした。

(各諮問書、各諮問説明書)

#### 4 各審査請求人の主張の要旨

##### (1) 審査請求人X<sub>1</sub>の主張

審査請求人X<sub>1</sub>は本件会社の作業員であり、本件会社の代表者は賃金の分割払を認めている。本件会社は事業再開のめどがつかない状態であり、再調査を求める。

(審査請求書(審査請求人X<sub>1</sub>に係るもの))

##### (2) 審査請求人X<sub>2</sub>の主張

本件不認定処分に納得がいかない。本件会社も倒産したと聞いており、再調査を求める。

(審査請求書(審査請求人X<sub>2</sub>に係るもの))

#### 第2 審査庁の各諮問に係る判断

審査庁の判断は、おおむね以下のとおりであり、審理員の意見もこれと同旨である。

1 処分庁提出の「調査復命書」(令和元年6月20日調査)に添付された資料によれば、審査請求人X<sub>1</sub>が、「Q社」の代表者として費用の請求を行っていることが確認できる。

また、処分庁提出の「P社に係る雇用保険被保険者等の照会について(回答)」(令和元年5月14日付け)によれば、審査請求人X<sub>1</sub>が雇用保険の被保険者となっていないこと、「電話録取書」(令和元年5月27日付け)によれば、審査請求人X<sub>1</sub>は、労働者が加入する健康保険ではなく、国民健康保険に加入していることが、それぞれ確認できる。

以上のことから、本件会社と審査請求人X<sub>1</sub>との間に雇用関係があることを立証する資料は存在せず、本件会社と審査請求人X<sub>1</sub>は請負関係にあり、審査請求人X<sub>1</sub>は本件会社の労働者ではなかったと考えられる。

2 処分庁提出の「調査復命書」(令和元年6月6日調査)によれば、本件会

社の代表者は、事業再開に向けて事務所に使う物件を探していると供述している。また、本件会社は、信用保証協会からの借入金を平成31年2月15日に完済している。さらに、本件会社は、労働保険及び社会保険に継続して加入しており、保険料の滞納はない。

以上のことから、本件会社は、事業活動が停止状態であるものの、今後の事業再開に向けて本件会社の代表者が活動していること、債務超過とはなっておらず、社会保険も全喪となっていないことから、事業を再開する見込みはあると考えられる。

- 3 よって、本件不認定処分は、違法又は不当なものであるとは認められず、本件各審査請求には理由がないので棄却されるべきである。

### 第3 当審査会の判断

#### 1 本件各諮問に至るまでの一連の手続について

- (1) 審査請求人X<sub>2</sub>からの審査請求については、後記2(2)アで指摘するように、審査請求に係る処分を明確にしないまま手続を進行している点において、妥当ではない。
- (2) 上記で指摘した点以外には、本件各諮問に至るまでの一連の手続に特段違法又は不当と認められる点はうかがわれない。

#### 2 本件不認定処分の適法性及び妥当性について

##### (1) 審査請求人X<sub>1</sub>に対する本件不認定処分について

本件不認定処分は、①審査請求人X<sub>1</sub>は本件会社の労働者とは認められないこと、②本件会社は「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態とは認められないことの二つの理由をもってしたものである。

##### ア 上記①について

審査請求人X<sub>1</sub>が本件会社の労働者であることを裏付ける資料はなく、関係資料によれば、審査請求人X<sub>1</sub>は、「Q社」の代表者として、本件会社に対して作業依頼書や請求書等を送付していることが認められ、本件会社の労働者とは認められない。この点についての審査庁の判断は、妥当である。

##### イ 上記②について

審査庁は、本件会社は、事業活動が停止状態であるものの、今後の事業再開に向けて本件会社の代表者が活動していること、債務超過とはなっておらず、社会保険も全喪となっていないことから、事業を再開する見込みはあるとしている。

事業活動が停止状態であるが事業を再開する見込みがあると認定するには、再開に向けて具体的な準備が行われていることや再開するための資金が確保されていること等の事情が必要と考えられるが、本件においては、審査庁が根拠として挙げるのは、本件会社の代表者が事業再開に向けて事務所に使う物件を探していると述べていること、信用保証協会からの借入金を完済していること及び保険料の滞納はないことだけであり、事務所に使う物件を探していると代表者が述べただけでは何ら具体性がなく、また、借入金を完済していることや保険料の滞納がないことだけでは具体的な再開の見込みがあるというには不十分である。

本件会社が「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態とは認められないとするには十分な調査はなされていないといわざるを得ないが、本件については、上記①の理由により不認定処分をすることになるから、その結論についての審査庁の判断は、妥当である。

## (2) 審査請求人X<sub>2</sub>からの審査請求について

### ア 審査請求に係る処分について

審査請求人X<sub>2</sub>の審査請求書には、審査請求に係る処分の内容として、処分庁が行った「審査請求人に対する不認定処分」と記載されているが、審査請求人X<sub>2</sub>を名宛人とする不認定処分は存在しない。

審査請求の審理手続においては上記(1)の審査請求人X<sub>1</sub>に対する本件不認定処分が審理の対象となっており、審査請求人X<sub>2</sub>の真意も、本件不認定処分に対して不服申立てを行うことにあるとも考えられるのであるが、そうであるならば、審査請求書の上記記載につき補正を求めるべきであり、補正をしないままの審査請求書を受理して審理を行うのは、審査請求に係る処分の特定を不明確にしたまま審理手続を行うものであり、妥当ではない。

### イ 審査請求人X<sub>2</sub>の不服申立て資格について

審査請求に係る処分が審査請求人X<sub>1</sub>に対する本件不認定処分だとすると、処分の名宛人ではない審査請求人X<sub>2</sub>の不服申立て資格が問題となる。しかるに、審査庁において、この点については何ら検討を行っていない。

不服申立てをすることができる「処分に不服がある者」とは、当該処分により自己の権利又は法律上保護された利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者をいうと解される。

本件においては、審査請求人X<sub>2</sub>が本件会社の労働者であるかどうかの

検討は行われていないのであるが、審査請求人X<sub>2</sub>が本件会社の労働者であったとすれば、事業主に係る事業を退職した労働者であれば自ら認定申請できたのであるから、審査請求人X<sub>1</sub>に対して行われた本件不認定処分により、審査請求人X<sub>2</sub>のいかなる権利又は法律上保護された利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるといえるのかを検討する必要がある。

さらに、そもそも審査請求人X<sub>2</sub>が本件会社の労働者であるのかについては、「R（審査請求人X<sub>2</sub>の氏名の片仮名表記）」が平成30年10月27日に本件会社に係る雇用保険被保険者の資格を取得し同月31日に離職したとの記録が存在するものの、本件会社の代表者は、審査請求人X<sub>2</sub>について本件会社の労働者であることを否定していることからすると、審査請求人X<sub>2</sub>を本件会社の労働者と認定できるのかについては疑義があり、この点についての調査も行われていない。

審査請求人X<sub>2</sub>について、本件不認定処分に対する不服申立て資格があるかどうかの検討を全く欠いたまま、本件会社が「事業活動が停止し、再開する見込みがない」状態と認定できるかどうかの結論に至ることはできず、審査庁の判断は、妥当ではない。

### 3 まとめ

以上によれば、審査請求人X<sub>1</sub>からの審査請求は棄却すべきである旨の諮問に係る判断の結論は、妥当である。一方、審査請求人X<sub>2</sub>からの審査請求につき、不服申立て資格の有無についての検討を欠いたまま審査請求は棄却すべきである旨の結論に至っている審査庁の諮問に係る判断は、妥当とはいえない。

よって、結論記載のとおり答申する。

行政不服審査会 第2部会

委	員	戸	谷	博	子
委	員	伊	藤		浩
委	員	交	告	尚	史